

「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」改正(案)に対する
市民政策コメントで提出された意見及び意見に対する市の考え方

1 実施期間：平成22年11月1日(月)～22日(月)

2 意見、提案等の総数：21件(124人)

項目	意見要旨	人数	意見に対する市の考え方
1	名称 「鳥取市における差別のない人権尊重の社会づくり条例」と、「における」を加入すること。	1	「における」は、「場合での」または「に関する」の意味で使用される用語と解しますので、改めて「における」を加入する必要はないものと考えます。このため、条例(案)のとおりとします。
2	名称 あらゆる差別をなくす目的で取り組んできたこれまでの尊重する点から考えて「差別のない」という言葉を入れられていることは高く評価します。名称は提案の名称でいいと思います。	1	特になし
3	(目的) 第1条 最後の2行「すべての人の人権が尊重され、差別のない心豊かな社会の実現を図ることを目的とする。」は条例の名称と同じ流れにして「差別のないすべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。」とする方がいいと思います。	2	「差別のない、すべての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。」と修正します。
4	第2条 (市の責務) 第2条第1項に、「市行政におけるすべての分野で人権尊重の視点に立って、」というフレーズがあります。この条文の主語は、「市は」、述語は「人権施策の推進に努める」ということです。それはそれで問題ないのですが、この条文で大事なものは、それに加えて、「市行政におけるすべての分野で人権尊重の視点で業務を企画立案したり市民サービスを提供する。」ということであり、人権擁護や人権意識の高揚を図る人権施策を推進することのみに努力するわけではないですね。 改正案ではそのことが今ひとつはっきりしないので、例えば、「市は、……、市行政におけるすべての分野で人権尊重の視点に立って各施策を行うとともに、人権施策を推進……。」などと書いてはどうでしょう。	1	第2条第1項を「……人権尊重の視点に立って各施策を行うとともに、人権施策を推進するよう努めるものとする。」と修正します。
5	(市の責務) 第2条 「学校教育、社会教育の充実を図ること」を明記すべきです。	1	学校教育、社会教育については、第5条第2項第2号の「人権意識の高揚を図るための施策」の中に位置付けています。このため、条例(案)のとおりとします。
6	(市の責務) 第2条 2項「市は、部落差別をはじめ女性、子ども、高齢者、在日韓国朝鮮人、外国人、ハンセン病回復者、またさまざまな病気に関わる人等に……」を修正する。	1	「……在日韓国・朝鮮人、外国人、ハンセン病回復者をはじめさまざまな病気に関わる人等に……」を修正します。
7	(目的) 第1条 (市の責務) 第2条 (市民の責務) 第3条 第1条、第2条、第3条に「人権尊重の社会づくりについて、」というフレーズが出てきますが、いずれの文脈でも、中途半端な表現になってしまっている気がします。例えば、第1条では、「人権尊重の社会づくりのための市の責務……」などとした方が規定の趣旨が明確になりますし、第2条では、このフレーズを置く意味は特にないように思います。第3条でも、第4条のように、「人権尊重の社会づくりを図るため、」などとした方がいいと思います。もともと、「〇〇について」というフレーズは、「〇〇について検討する」とか「〇〇について定める」とかの使い方が普通だと思いますので、改正案のような使い方では、中途半端で迫力がないと思います。	1	第1条及び第3条の「人権尊重の社会づくりについて、」を「人権尊重の社会をつくるため、」と修正します。第2条の「人権尊重の社会づくりについて、」は削除します。
8	(人権施策基本方針等) 第5条 第2項第3号で、「人権問題における分野ごとの施策に関する総合計画と実施計画を策定し、取り組みの推進を図る。」ということで総合計画と実施計画の策定を定めるように是非ともお願いします。	114	本市が取り組むすべての人権施策についての基本的な考え方や方向性は、「鳥取市人権施策基本方針」として定めており、この基本方針を明確に条例に位置付けて、人権施策を推進していくとするものです。具体的な施策については、第9次鳥取市総合計画及び実施計画で実施することとしています。このため、条例(案)のとおりとします。
9	(人権施策基本方針等) 第5条 第3項中、「必要に応じて実態把握に努めるものとする。」とありますが、この部分は「個別人権課題に関する実態把握を計画的に実施する。」ということで個別の課題を具体的に把握できるようにお願いします。	22	「必要に応じて実態把握に努めるものとする。」という表記は、個別・具体についても、包括的に表記しています。このため、条例(案)のとおりとします。
10	(人権施策基本方針等) 第5条 部落差別はなくなっておらず、その解決に向けたことを条例の内容に明記すること。	95	部落差別をはじめあらゆる差別が解消されていないことは、前文に記述しています。そして、その解決を図るため市の責務として、第2条第2項で「市は、部落差別をはじめ……等に対する差別はもとより、虐待などあらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。」としています。このため、条例(案)のとおりとします。
11	(人権施策基本方針等) 第5条 第5条第4項に人権相談のことが書いてあります。「多様で複雑化する人権相談等の充実」に努める」ということなのですが、この趣旨を生かすなら、「多様で複雑化する人権相談に対応するため、相談窓口等の充実」に努める。」などとした方が滑らかな条文になるような気がします。改正案では、相談が複雑多様化していることと、相談体制の充実のことを一度に書こうとしたため、変な条文になっているような気がします。	1	第5条第4項を「多様で複雑化する人権相談に対応するため、相談窓口等の充実」に努めるものとする。」と修正します。

	項目	意見要旨	人数	意見に対する市の考え方
12	(人権施策基本方針等) 第5条	4項「市長は、、、人権相談及び救済等の充実に努めるものとする。」と修正する。	1	現時点で、本市で対応可能な措置として、「多様で複雑化する人権相談に対応するため、相談窓口等の充実に努めるものとする。」と表記し、NO.11と同様に修正します。
13	(鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会) 第6条	現状の改正案では、「基本方針」を定めるときだけの開催で、何年間も開催されないということが起きてしまいます。それでは、人権施策の推進を図ることはできないと考えますので「協議会は、最低年1回開催し、施策の推進状況を把握し、必要なら見直しを行うよう提言する」ということを明記するべきだと思います。	1	第6条第1項で「協議会を置く」と定めており、常設の協議会として定期的に開催し、人権施策の推進状況等について、意見等をいただくこととします。このため、条例(案)のとおりとします。
14	(協議会の委員) 第7条	・第3項として、次のことを新規に追加してほしいです。「3 協議会の委員は、半数以上を被差別当事者によって構成する。」または、「3 協議会の委員は、半数以上を被差別当事者団体の代表者によって構成する。」	105	協議会の委員には、さまざまな人権分野の民間団体に属する者に入っていくこととし、当事者の意見を反映することとしています。このため、条例(案)のとおりとします。
15	(協議会の会議) 第9条	「協議会は必要に応じて公聴会を開き、広く市民の意見を聞くことができる。」を追加すること。	1	広く市民の意見が反映できるように、協議会の委員は、学識経験のある者、民間団体に属する者、公募による者を委嘱するとともに、市民生活に重大な影響を及ぼす計画や条例を定める場合には、市民政策コメントを実施することとしています。このため、条例(案)のとおりとします。
16	全般	行政の取り組みの弱さ、やる気の無さなど今一度実態把握をして、「市の施策の基本となる差別のない明るい人権尊重都市鳥取市」を目的にしていることを、かけ声ではなく本腰を入れて取り組んでほしい。 学校教育、PTA活動、公民館活動などによる啓発活動、また、市報、マスコミなどによる啓発活動	1	すべての人の人権が尊重され、偏見や差別、人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、今後もさまざまな人権施策を推進していきます。
17	全般	(1) 条例制定の背景と経緯を踏まえた改正に。現行条例は、①部落差別の実態認識をふまえ、②「市行政の責務」と「市民的課題」という認識から、③部落問題の早期解決を願って、④当時の関係者が協議を重ねて制定してきたものです。	1	(1) これまでの経緯を踏まえて改正しようとするものです。
18	全般	(2) 「部落差別等撤廃条例」の改悪ではなく、真の意味で発展させる「差別のない人権が保障された鳥取市づくり」条例の制定となる改正を。 ① 「差別のない人権が保障された」鳥取市と社会をつくっていくことは不可欠な課題であり、とても重要なことです。 ② したがって、部落差別の他さまざまな差別問題や人権課題に取り組んでいくことにも賛成です。 ③ しかし、それにはその前提といつか基礎に、以下の諸点がなければなりません。 1) 現行条例が対象としている「部落差別」が無くなっていない以上、「改正条例」には、現行条例にある部落問題を明記し、その解決に有効な内容とすべきである。 2) 改正条例の基となる部落差別や他のさまざまな差別問題の実態や人権状況が、当事者や関係者の声ならびに科学的な調査によって把握され、明らかにされること。改正作業にあたって、この点が明確となっており、それを踏まえた議論と検討がなされることは当然であるが、その点はどうなっているのか。私たち市民に示されていない。民主(人権)政治を標榜するならば、まずはここからがスタートである。 ④ さもなければ、「結論はじめにありき」という権力行政となる。	1	(2) 1) 「部落差別」解消の取り組みは、第2条第2項に明記し、取り組んでいくこととしています。 2) 平成17年度に実施した「鳥取県同和地区実態把握等調査」により実態把握したところです。 今回の条例改正(案)は、各関係団体の関係者に出席していただき、議論、検討していただいたものです。 なお、このたび市民政策コメントを実施するなど、広く市民の皆さまの意見を求めたところです。

項目	意見要旨	人数	意見に対する市の考え方
19	全般	1	<p>(3)①</p> <p>1)平成17年に本市が実施した「同和問題等的人権問題に関する市民意識調査」によると、同和地区住民、女性、障がい者、在日韓国・朝鮮人に対して5割以上の人が差別が存在していると回答し、今なお、さまざまな差別意識が存在していることを認識しています。</p> <p>これまでの取り組みによって、差別の解消は進んでいますが、例えば、同和地区住民の就労面、教育面、ジェンダーに基づく女性の社会的地位や処遇、外国人に関する制度やサービス提供、また、障がいのある人の自己実現や社会参加などにおいて不合理な差別実態や格差があります。また、子ども、高齢者、障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、個人情報の悪用、流出なども発生しています。</p> <p>2)「差別のない」とは、一人一人が互いの人権を尊重し、認め合う人間関係が構築された状態であると考え、さまざまな差別が解消されて初めて、差別のない社会であると考えています。</p> <p>3)差別のない社会を実現するため、「市行政の責務」として、市行政自らが、市民へ人権意識の高揚を訴え、各種研修会等を開催するとともに、関係団体等との協働により人権啓発活動を着実に推進していく必要があると考えます。</p> <p>「市民の役割」としては、市民一人一人が人権の主体であり、人権尊重社会の担い手として、市行政の取り組みと協働し、人権尊重社会の実現に向けて取り組んでいただくことが大切であると考えます。</p>
20	全般	1	<p>(3)②改正条例(案)がいう「人権が保障(尊重)された鳥取市」とは、</p> <p>1)具体的に「どの人権」が、「どの人(たち)」に、どのように「保障(尊重)されて」おり、また「保障(尊重)されていない」のか。</p> <p>2)「保障(尊重)するためには、「市行政の責務」として実施すべきは何か、「市民の役割」とは具体的にどのようなものなのか。</p> <p>(3)②</p> <p>1)日本国憲法により、国民は、「すべての基本的な人権の享有を妨げられない」とされ、「個人の尊重」「幸福追求に対する権利」「法の下の平等」「男女の本質的平等」「思想及び良心の自由」「信教の自由」「表現の自由」「居住・移転及び職業選択の自由」「教育を受ける権利」「労働基本権」などさまざまな権利が保障されていますが、(3)①の1)のとおり、差別実態や格差があり、人権が完全に保障されていない状態があるものと考えます。</p> <p>2)</p> <p>(3)①の3)のとおり</p>
21	全般	1	<p>(4)審議会の民主的な運営と審議会答申の尊重を強く求める。</p> <p>①前期の鳥取市同和対策審議会は、「第4次同和対策総合計画」について市長から諮問され、答申した。しかし、竹内市長が策定した「第4次同和対策総合計画」は、審議会の答申とはかけ離れ、内容的に大きく後退したものであった。</p> <p>②これは、審議会の軽視であり、審議会委員(市民)を冒瀆するものである。</p> <p>③今期においても、審議会委員による審議会運営を、庶務である事務局が左右しようとする言動が見受けられる。</p> <p>④前期のようなことはあってはならない。今期の審議会委員の方々の良心と真摯な姿勢とご努力に期待しています。よろしく願います。</p> <p>(4)今回の条例改正についても、同和对策審議会の答申を尊重し、改正案の提案を行いたいと考えています。</p>